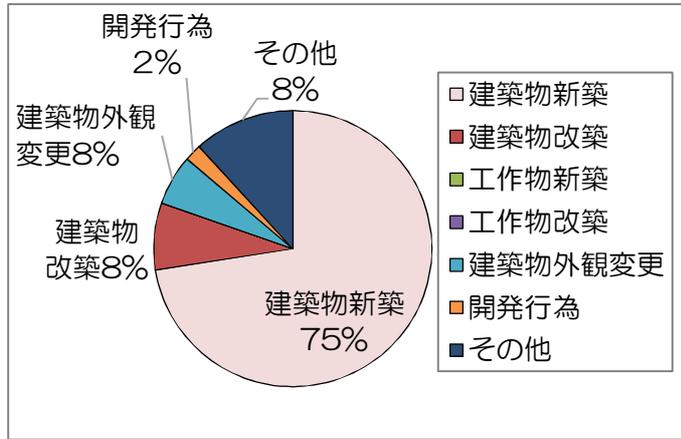


令和6年度 景観計画の行為届出状況について

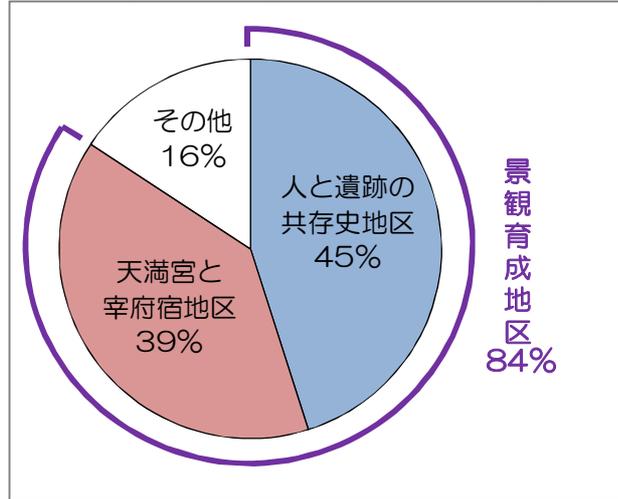
景観に係る行為の総数：56件【行為届出55件(内:新規51件、変更4件)、通知1件】

1. 令和6年度における新規届出の内容割合



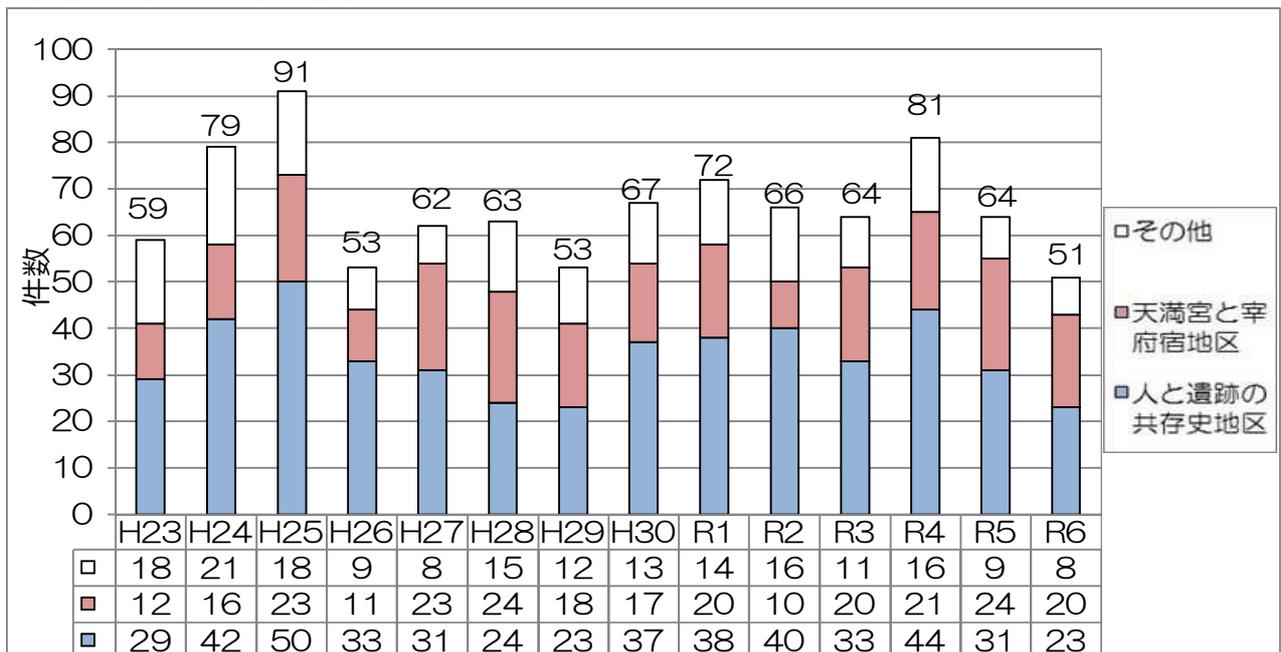
届出内容	件数	
	R6	R5
建築物新築	38	51
建築物改築	4	0
工作物新築	0	1
工作物改築	0	0
建築物外観変更	4	7
開発行為	1	3
その他	4	2
合計	51	64

2. 令和6年度における景観地区別の届出の割合



届出地区 (景観地区別)		件数	
		R6	R5
育成地区	人と遺跡の共存史	23	31
	天満宮と幸府宿	20	24
その他		8	9
合計		51	64

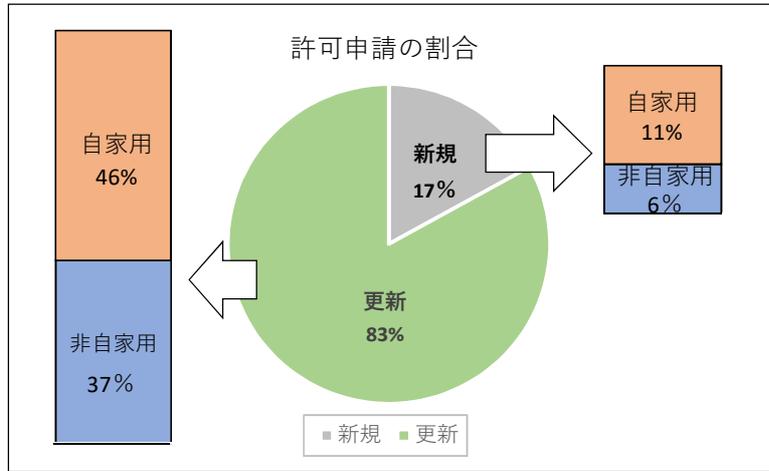
3. 新規届出件数の年度別推移



令和6年度 屋外広告物等に関する制度の申請状況について

申請件数：112件【新規18件、更新88件、変更6件】

1. 令和6年度の許可申請内訳(%)



新規・更新区分(件数)※変更除く

項目	申請件数
新規	18
更新	88
合計	106

新規小分類(件数)

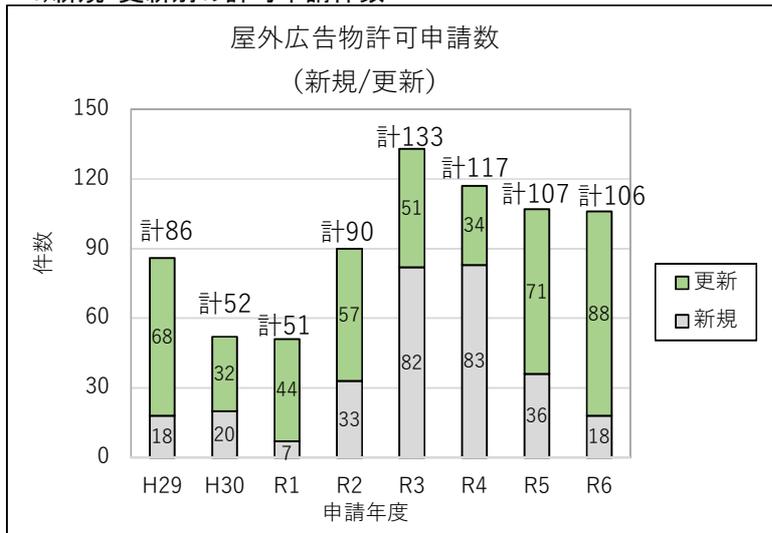
項目	申請件数
自家用	12
非自家用	6

更新小分類(件数)

項目	申請件数
自家用	49
非自家用	39

2. 屋外広告物許可申請の年次経過(件数)※変更除く

1) 新規・更新別の許可申請件数

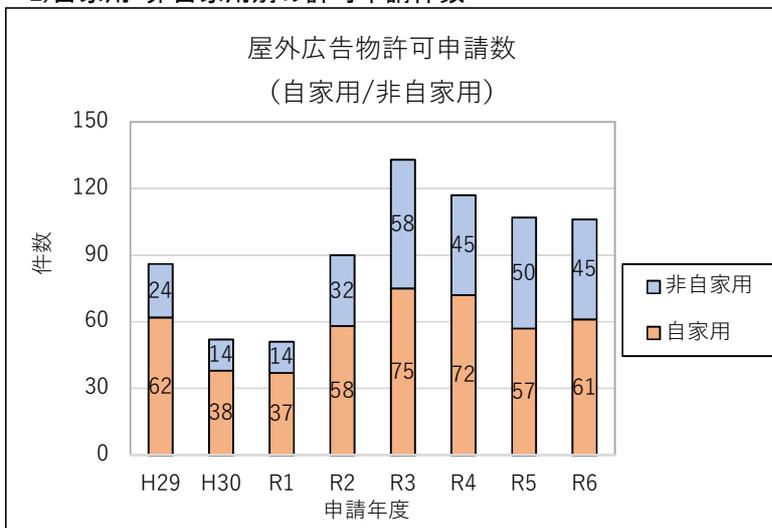


年次別許可申請件数※変更除く

項目 年度	新規		更新		合計
	自	非自	自	非自	
H29	14	4	48	20	86
H30	16	4	22	10	52
R1	3	4	34	10	51
R2	20	13	38	19	90
R3	39	43	36	15	133
R4	45	38	27	7	117
R5	13	23	44	27	107
R6	12	6	49	39	106

※本市の屋外広告物等における最大許可期間は3年(簡易な広告物を除く)

2) 自家用・非自家用別の許可申請件数



■景観重要建造物の現状変更許可について

資料 3

太宰府天満宮参道景観保全地区内 景観重要建造物 指定位置図

個人情報に係る内容が含まれるため一部省略

①小野家店舗[第 32 号指定]

変更前



変更後



1階：下屋庇軒天/外壁材/床材の変更、サイン追加、シャッター撤去

②後藤家店舗[第 33 号指定]

変更前



変更後



2階：窓格子取り換え
1階：下屋庇の軒天張替え軒先葺替え

③古賀家店舗[第 48 号指定]

変更前



変更後



2階：切妻軒撤去し水平下屋庇新設、室外機目隠し工事、軒天補修
1階：下屋庇の撤去/新設、下屋庇上部パラペットの撤去、外壁変更等

■ 景観啓発事業について

◎ 令和7年度の普及啓発活動について

● 景観パネル展

身近にある本市の良好な景観を周知し、市内の景観への関心を高めることを目的とする。また、景観に関する街づくりを紹介し、本市の制度の普及啓発を図る。

< 第1回景観パネル展 >

第8回だざいふ景観賞含めた過去受賞作品の展示

① 太宰府市役所市民ギャラリー

令和7年4月1日～令和7年4月11日

② いきいき情報センター市民ギャラリー

令和7年7月7日～令和7年7月18日



< 第2回景観パネル展 >

景観と色彩に関する展示

① 太宰府市役所市民ギャラリー

令和7年9月17日～令和7年9月26日

② いきいき情報センター市民ギャラリー

令和7年10月1日～令和7年10月13日



◎令和 8 年度の普及啓発活動について

第 9 回だざいふ景観賞 実施要項（案）

1 目的

市内の良好な景観形成に資する建築物等を顕彰することで、太宰府市が推進している景観まちづくりの啓発及び太宰府市内における景観水準の向上を目的とする。

2 募集要領

(1) 募集期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 6 月 12 日（金）

(2) 応募条件

- ・太宰府市内に所在するもの（市内で活動する団体）。
- ・太宰府らしい素敵な景観を創りだしている住宅・店舗・看板・みどり・景観を守る活動など。
- ・所有者もしくは管理者等がいる場合は、可能な限り同意を得ること。

(3) 応募方法

郵送、電子メール、都市計画課窓口での書類受付。

(4) 応募特典

応募者には御礼文書を送付。

(5) 周知方法

広報だざいふへの掲載、市ホームページ、SNS、市所有の公共施設や小中学校、県、自治会、関係団体への案内（メール案内もしくはチラシやポスターの配布）。

3 選考

(1) 選考方法

応募作品の選考は、市民人気投票と景観・市民遺産審議会の委員による一次審査結果を参考に、景観・市民遺産審議会による最終審査で決定する。

※選考にあたり以下のものは選考の対象外とする。

- ・所有者の同意が得られなかったもの。
- ・建築基準法など関連法規に適合していないもの。
- ・過去にだざいふ景観賞を受賞しているもの

(2) 市民人気投票

- ・市内公共施設設置の投票箱で行う。設置する施設は、市役所、文化ふれあい館、いきいき情報センター、市民図書館、とびうめアリーナ、太宰府館、男女共同参画推進センタールミナスを予定。
- ・web 投票は市 HP のアンケート機能を利用。

4 受賞・表彰

(1) 表彰

- ・表彰式：だざいふ景観・市民遺産フェスタにて実施予定。フェスタ中止の場合は別途実施予定。
- ・表彰式周知方法：ポスター・チラシ配布予定（作成は文化財課）。
- ・配布先：県、近隣市町村、市内外公共施設、自治会、市内小・中・高等学校、市内・近隣大学、関係団体など。

(2) 受賞特典

受賞作品の所有者・関係者には賞状(アクリルフレーム)を贈呈。受賞作品応募者には感謝状を贈呈。

(3) 受賞作品周知

- ・パンフレット：A3版、表彰式と窓口で配布し、市ホームページにも公開。
- ・市広報：広報だざいふ3月号にて受賞作品掲載予定。

5 第9回景観賞のスケジュール案

年度	月	景観賞の動き	景観・市民遺産審議会	
令和7年度	1月			
	2月		審議会 (第9回景観賞の説明)	
	3月			
令和8年度	4月			
	5月	募集期間		
	6月			
	7月	人気投票	一次審査	審議会 (一次審査の説明)
	8月			
	9月			
	10月	最終審査		審議会 (最終審査の実施)
	11月			
	12月			
	1月			
	2月	表彰式		
	3月			

■景観重要建造物の指定について

資料 5

景観重要建造物 指定位置図

個人情報に係る内容が含まれるため一部省略

審議（１）景観重要建造物の指定について

【景観重要建造物指定候補物件】

指定番号：56（予定）

名称：高田家住宅

所在地：

所有者：個人3名

個人情報に係る内容が含まれるため一部省略

概要

主屋が江戸末期、離れが昭和前期に建築。歴史的風致形成建造物第24号（令和7年4月24日指定）。

この建物は、鍛冶屋を営んでいた上野家から明治33年に高田家が買得した町屋で、買得時に建築後40年が経過していたと伝わる。

主屋は、木造平屋建て、屋根は切妻造棧瓦葺平入りで、四周に下屋をめぐらす。外壁は真壁造中塗り仕上げで、腰は縦板張りとしている。梁に残る叉首痕から当初は正面妻入りの草葺きであった。桁と梁は折置組とし、経年感などから建築年代は19世紀中期に遡ると推定され、江戸時代末期の茅葺き町家の姿が窺い知れる遺構として重要な存在である。離れは木造中二階建て、屋根は切妻造棧瓦葺平入りで、戦前の建築と推測される。

現在、新町には明治大正期建築の歴史的建築物が点在している。高田家住宅は新町通りの中程西側に建っており、新町の歴史的景観を構成する貴重な建造物として歴史的風致形成建造物に指定されている。太宰府市景観計画における景観育成地区「天満宮と宰府宿地区」の「小鳥居小路・溝尻・新町ゾーン」に位置しており、門前町の歴史的景観の重要な構成要素の一つとなっている。よって、本地域の良好な景観の模範となる建築物として期待されたため、景観重要建造物に指定し、景観保全を図るものである。



1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、市全域において「古都太宰府の風景」を形成するための景観資源となるため、次の要件を満たすものを指定します。特に、市民遺産を構成する文化遺産に位置づけられる建造物又は樹木は、市民が自ら育成計画を発案した身近な文化遺産であり、積極的に指定して行きます。

景観重要建造物及び樹木の指定要件	
ア	道路、公園等の公共の場所から容易に望見されるもの
イ	外観や樹容が特徴的であり、地域の良好な景観形成に寄与するもの
ウ	目じるしや象徴的な存在となっており、地域の景観形成上重要なもの

表 指定候補の景観重要建造物・樹木の指定対象要件

種別	対象要件	備考
指定候補建造物	県指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	歴史的風致形成建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市民遺産を構成する建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	太宰府天満宮参道景観保全地区内の下屋庇等がある建築物	(幸府二・三・四丁目)
	国、県、市の事業により公募で選ばれた建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
指定候補樹木	県指定天然記念物を構成する樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市指定天然記念物を構成する樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市民遺産を構成する樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	文化遺産データベースに記載されている樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	国、県、市の事業により公募で選ばれた樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する

景観重要建造物指定にかかる法令等について

1 景観重要建造物について

【景観法】

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

・
・

(現状変更の規制)

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命

じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第二十四条 景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者

に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

【国土交通省令】

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

【太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例】

(景観重要建造物等の指定)

第 25 条 市長は、法第 19 条第 1 項の景観重要建造物又は法第 28 条第 1 項の景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、当該景観重要建造物等の所有者又は管理者に通知し、規則で定める事項を告示するとともに、標識を設置するものとする。

(景観重要建造物等の管理)

第 26 条 法第 25 条第 2 項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

2 法第 33 条第 2 項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な樹容を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な樹容の保全のため必要な措置を講ずること。

(指定の解除)

第 27 条 市長は、法第 27 条第 2 項又は法第 35 条第 2 項の規定により景観重要建造物等を解除しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。